

津波・原子力災害被災地域 雇用創出企業立地補助金について

(概要)

平成25年5月

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業事務局

本資料は概要版ですので、応募の際は公募要領を必ずご確認ください。

1. 本補助金の概要

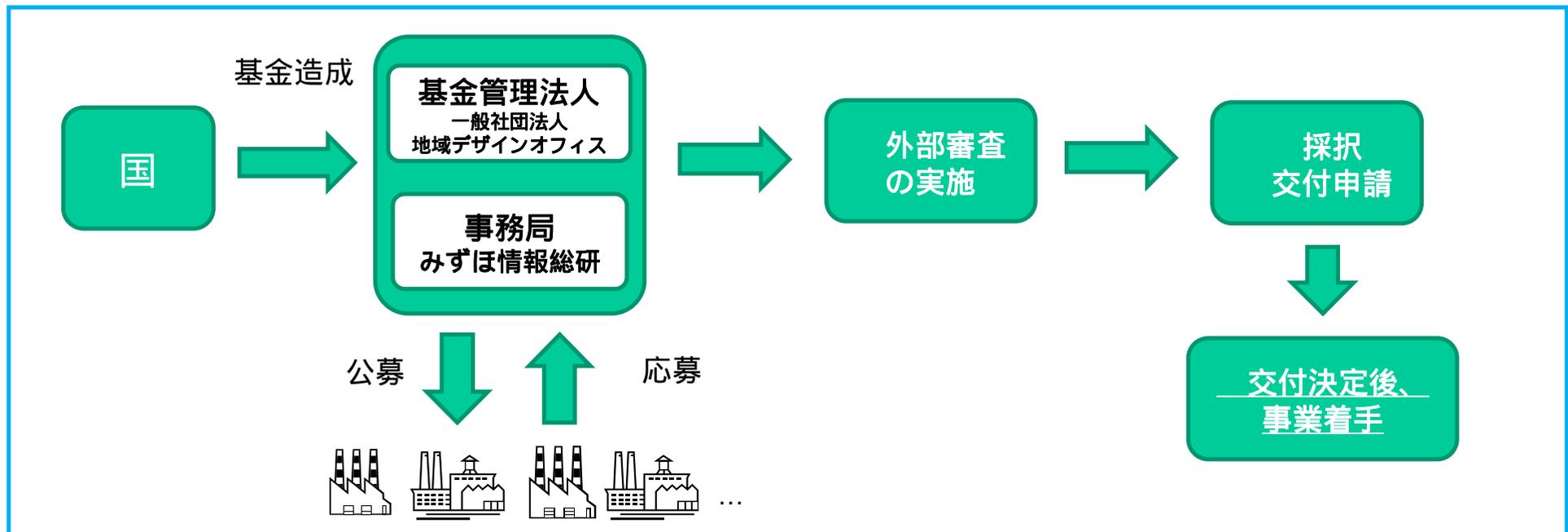
(1) 目的

この補助金は、東日本大震災で特に大きな被害を受けた津波浸水地域(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県)及び原子力災害により甚大な被害を受けた警戒区域等であって避難指定が解除された地域をはじめとする福島県の産業復興を加速するため、企業立地補助制度を創設し、雇用創出を通じて地域経済の活性化を図ります。

(2) 予算案

1100.0億円(平成25年度 東日本大震災復興特別会計 予算)

(3) スキーム



2 . 補助対象要件

(1) 補助対象者

対象地域(後述)内において、下記の対象施設を新增設()しようとする民間事業者
復旧事業は本補助金の補助対象外です。

(2) 対象施設

工場

製造業の用に供される施設

物流施設

自ら使用するために建設する倉庫、配送センター又は流通に伴う簡易な加工を行う事業場

試験研究施設

製造業を営む者が、高度な技術を製品開発に利用するための試験又は研究を行う施設

コールセンター、データセンター又はそれに類似している施設

情報サービス業又はインターネット付随サービス業の用に供される施設のうち上記に利用される施設

東日本大震災復興特別区域法に規定する復興推進計画に基づく施設であり、立地する県の知事が特に認める施設であって、基金管理法人が認めるもの

復興推進計画に基づく施設であっても、国による他の支援制度が適用可能な場合は、本補助金の対象外

(3) 対象経費

工場立地に係る初期投資額(当該事業の用に供するものに限る。)

土地取得費(賃借料は対象外)、建物及び機械設備等の取得費、これらと合わせて実施する付帯工事費

事業の用に供する投下固定資産額が5千万円未満の投資案件は補助対象外となります。

2. 補助対象要件（続き）

(4) 対象地域・補助率 ・補助金の上限額

記載の補助率は上限値であり、個別の投資案件の補助率は、外部審査委員会の評価結果によって決定されます。

大 1/2以内
中 2/3以内

【上限額】外部審査委員会の評価が特に高い案件は、50億円。その他の場合は、30億円。

の地域については、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び避難指示解除後1年までの避難解除区域における補助率を以下のとおり設定。

大 2/3以内
中 3/4以内

補助率別地域区分

1. 原子力災害被災地域

避難指示区域及び警戒区域等が解除された地域
福島県全域（及びを除く）

2. 津波浸水地域

津波で甚大な被害を受けた市町村（ ）
津波浸水被害のある特定被災区域の市町村

（ ）津波被害により、内陸部への集団移転等が必要となった地区を含む市町村

避難指示区域と警戒区域の概念図
平成25年5月28日以降



凡例
■ 避難困難区域
■ 居住制限区域
■ 避難指示解除準備区域
■ 計画的避難区域
■ 旧緊急時避難準備区域

凡例

大 : 大企業
中 : 中小企業

大 1/5以内
中 1/4以内

【上限額】30億円

大 1/3以内
中 1/2以内

【上限額】外部審査委員会の評価が特に高い案件は、50億円。その他の場合は、30億円。

大 1/4以内
中 1/3以内

【上限額】30億円

大 1/5以内
中 1/4以内

【上限額】30億円

2 . 補助対象要件（続き）

（5）対象地域の詳細

本補助金の対象地域は、以下に掲げる市町村全域。（ただし、仙台市を除く。）

青森県

の地域	三沢市、おいらせ町、八戸市、階上町
-----	-------------------

岩手県

の地域	洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市
-----	---

宮城県

の地域	気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、松島町、利府町、塩竈市、七ヶ浜町、多賀城市、仙台市（宮城野区、若林区、太白区に限る）、名取市、岩沼市、亘理町、山元町
-----	---

福島県

の地域	川俣町の一部、田村市の一部、飯舘村、葛尾村、川内村、南相馬市の一部、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町
の地域	新地町、相馬市、南相馬市（ の地域を除く）、いわき市
の地域	、 の地域を除いた福島県全域

茨城県

の地域	北茨城市
の地域	高萩市、日立市、東海村、ひたちなか市、水戸市、大洗町、鉾田市、鹿嶋市、神栖市

2 . 補助対象要件（続き）

（6）交付要件

雇用要件について 投下固定資産額に応じた新規地元雇用を要件とします。

投下固定資産額	新規地元雇用者数
5千万円以上	3人以上
1億円以上	5人以上
10億円以上	10人以上
20億円以上	20人以上
30億円以上	30人以上
40億円以上	40人以上

投下固定資産額	新規地元雇用者数
50億円以上	50人以上
60億円以上	60人以上
70億円以上	70人以上
80億円以上	80人以上
90億円以上	90人以上
100億円以上	100人以上

- 1 事業の用に供する投下固定資産額が5千万円未満の投資案件は補助対象外です。
- 2 投下固定資産額とは、地方税法第341条に規定する固定資産のうち、対象施設について当該事業の用に供するものの取得価格の合計額をいいます。

用地・建屋への投資について

- ・ 新規立地を支援する観点から、土地の取得を推奨します。
- ・ ただし、被災地の事情等によって土地の取得が困難な場合があることから、建屋及び設備の投資計画も補助対象とします。（設備のみの投資計画は補助対象外です。）

投資計画発表の時期について

- ・ 当該補助事業に係る投資計画について、平成25年1月29日（平成25年度予算案閣議決定日）より前に対外発表した事業は、補助対象外とします。

3 . その他

(1) 事前着手

- ・ 補助事業の着手は、原則として交付決定後となります。(P1 参照)
- ・ ただし、震災からの早期復興への貢献という趣旨に照らし、交付決定前に発注・購入・契約等を行わないことによって、企業立地の機会を失いかねない多大な損失が発生すると事務局が認めた場合に限って交付決定前の着手(事前着手)を認めることがあります。
- ・ 具体的には、公募開始日以降、事務局から事前着手の承認を受けた場合には、当該承認日から交付決定日までの間に発注・購入・契約等を行った事業に要する経費を特例として補助対象とします。ただし、他の申請案件と同一条件で採択審査が行われ、本補助金の交付決定が行われることが前提条件となります。

(2) 補助事業の実施期間

平成29年度末までに対象施設の立地事業を完了する必要があります。

(3) 収益納付

本補助制度では、収益納付条件は付しません。

(4) 返還規定

工場等の操業又は事務所の開設後10年以内に事業を休止、又は廃止したとき(災害や倒産等の場合を除く)、補助金の返還を求めるものとします。

5 . スケジュール・お問い合わせ先

今後のスケジュール

- ・公募期間 平成25年5月27日～平成25年7月31日正午必着(郵送・宅配に限る)
- ・公募受付終了後、概ね2か月以内に採択結果を公表します。

経済産業省及び事務局

経済産業省 地域経済産業グループ 産業施設課	〒100 - 8901 東京都千代田区霞が関1 - 3 - 1 TEL:03 - 3501 - 1677 FAX:03 - 3501 - 6270
事務局	〒101 - 0047 東京都千代田区内神田2丁目15番9号内神田282ビル7階 みずほ情報総研(株) 社会政策コンサルティング部 (「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業事務局」担当) TEL:03 - 5289 - 7204 FAX:03 - 3256 - 7471

立地する県を所管する経済産業局担当課

東北経済産業局 地域経済部 東日本大震災復興推進室	〒980 - 8403 仙台市青葉区本町3 - 3 - 1 仙台合同庁舎 TEL:022 - 221 - 4813 FAX:022 - 265 - 2349
関東経済産業局 地域経済部 企業立地支援課	〒330 - 9715 さいたま市中央区新都心1 - 1 さいたま新都心合同庁舎1号館 TEL:048 - 600 - 0272 FAX:048 - 601 - 1287

立地する県の企業立地担当課

青森県 商工政策課	TEL:017 - 734 - 9366	FAX:017 - 734 - 8106
岩手県 企業立地推進課	TEL:019 - 629 - 5561	FAX:019 - 629 - 5569
宮城県 産業立地推進課	TEL:022 - 211 - 2732	FAX:022 - 211 - 2739
福島県 企業立地課	TEL:024 - 521 - 8523	FAX:024 - 521 - 7935
茨城県 立地推進室	TEL:029 - 301 - 2036	FAX:029 - 301 - 2039